

消防予第415号
平成18年9月29日

各都道府県消防防災主管部長 }
東京消防庁・各指定都市消防長 } 殿

消防庁予防課長

消防法施行規則の一部を改正する省令の公布について

消防法施行規則の一部を改正する省令（平成18年総務省令第116号。以下「改正省令」という。）が平成18年9月29日に公布されました。

今回の改正は、防火対象物定期点検報告（以下「点検報告」という。）について、消防機関の特例認定を受けた防火対象物において表示することができる防火優良認定証のデザインの見直しを行うとともに、防火対象物点検資格者講習の受講資格の一部拡大を行うものです。

また、屋内消火栓設備、スプリンクラー設備、水噴霧消火設備、泡消火設備及び屋外消火栓設備（以下「屋内消火栓設備等」という。）並びに連結散水設備及び連結送水管の配管及び管継手等の材質は、消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号。以下「規則」という。）第12条第1項第6号等により定められており、日本工業規格（G3442、G3452、G3454等）に適合するもの又はこれらと同等以上の強度、耐食性及び耐熱性を有する金属製のものとしてとされていますが、これら鋼管等のほかに日本工業規格G3448（一般配管用ステンレス鋼管）及びG3459（配管用ステンレス鋼管）に適合するものは、強度、耐食性及び耐熱性について従来のもと同様以上であることが確認されました。

このような状況を踏まえ、防火優良認定証のデザイン及び防火対象物点検資格者の受講資格並びに屋内消火栓設備等、連結散水設備及び連結送水管の配管等の基準について一部改正を行うものです。

貴職におかれましては、下記事項に留意の上、その運用に十分配慮されるとともに、各都道府県消防防災主管部長におかれましては、貴都道府県内の市町村に対しこの旨周知されるようお願いいたします。

記

第1 改正事項

1 点検報告に関する事項

- (1) 防火優良認定証について、消防長又は消防署長の特例認定に基づく適合表示であることを国民にわかりやすく示すため、消防章を基調としたデザインに変更したこと（規則別表第1の2関係）。

なお、防火優良認定証は、別図のとおりとする。

- (2) 防火対象物点検資格者講習の受講資格として、防火管理講習修了者で5年以上防火管理上必要とされる実務経験を有する者を新たに追加したこと（規則第4条の2の4第4項第3号の2関係）。

2 屋内消火栓設備等、連結散水設備及び連結送水管に用いる配管等に関する事項

- (1) 屋内消火栓設備等、連結散水設備及び連結送水管の配管に使用するものとして、次のものを加えたこと（規則第12条第1項第6号ニ（イ）及び第31条第5号ロ関係）。
 - ア 日本工業規格G3448（一般配管用ステンレス鋼管）
 - イ 日本工業規格G3459（配管用ステンレス鋼管）
- (2) 屋内消火栓設備等及び連結送水管の管継手に使用するものとして次のものを加えたこと（規則第12条第1項第6号ホ及び第31条第5号ハ関係）。
 - ア 日本工業規格B2302（ねじ込み式鋼管製管継手）
 - イ 日本工業規格B2308（ステンレス鋼製ねじ込み継手のうち材料に日本工業規格G3214（SUS F 304又はSUS F 316に限る。）又はG5121（SCS13又はSCS14に限る。）を用いるもの。）
 - ウ 日本工業規格B2313（配管用鋼板製突合せ溶接式管継手のうち日本工業規格G3468（配管用溶接大径ステンレス鋼管）を材料とするものを除く。）
 - エ 日本工業規格B2220、B2239、B2301、B2311、B2312又は（2）のアからウのいずれかと同等以上の強度、耐食性及び耐熱性を有するものとして消防庁長官が定める基準に適合するものを加えたこと。
- (3) 屋内消火栓設備等及び連結送水管のバルブ類の材質の規定に日本工業規格G5101、G5501、G5502、G5705（黒心可鍛鉄品に限る。）、H5120又はH5121と同等以上の強度、耐食性及び耐熱性を有するものとして消防庁長官が定める基準に適合するものを加えたこと（規則第12条第1項第6号ト（イ）及び第31条第5号ニ（イ）関係）。
- (4) 屋内消火栓設備等及び連結送水管のバルブ類（開閉弁、止水弁、逆止弁）について日本工業規格B2011（青銅弁）、B2301（ねずみ鉄弁）若しくはB2051（可鍛鉄10Kねじ込み形弁）又はこれらと同等以上の性能を有するものとして消防庁長官が定める基準に適合することとしたこと（規則第12条第1項第6号ト（ロ）及び第31条第5号ニ（ロ）関係）。
- (5) 連結散水設備の管継手及びバルブ類の材質の規定に日本工業規格G5101又はG5705（黒心可鍛鉄品に限る。）と同等以上の強度、耐食性及び耐熱性を有するものとして消防庁長官が定める基準に適合するものを加えたこと（規則第30条の3第3号イ関係）。
- (6) 日本工業規格の改廃にともない整合を図ったこと（規則第12条第1項第6号ホ（イ）、ト（イ）、第30条の3第3号イ及び第31条第5号ハ、ニ（イ）関係）。
- (7) 連結送水管の設計送水圧力が1MPaを超える場合に用いる配管に日本工業規格G3448とG3459（呼び厚さでスケジュール10以上のものに適合するものに限る。）を加えたこと（規則第31条第5号ロ関係）。

3 その他の規定の整備に関する事項

第2 施行期日等

(1) 施行期日

平成18年10月1日から施行すること。ただし、防火対象物点検資格者講習の受講資格に関する事項については、平成19年4月1日とすること。

(2) 経過措置

改正省令の施行の際、現に表示されている改正前の規則別表第1の2に定める様式による防火優良認定証は、消防法第8条の2の3第4項第1号の規定により認定の効力が失われる日（原則として当該認定を受けてから3年後）までの間、引き続き使用することができること。

(3) その他

ア 今回の改正に伴い必要となる配管の摩擦損失計算の基準（昭和51年消防庁告示第3号）の改正、並びに規則第12条第1項第6号ホ（イ）及び同号ト（イ）に基づく消防庁長官告示の制定については別途行う予定であること。

イ 改正事項の「2 屋内消火栓設備等、連結散水設備及び連結送水管に用いる配管等に関する事項」に係る具体的な運用については、別途通知する予定であること。

総務省消防庁予防課

担当	企画調整係	坂倉
	設備係	伊藤
	行政係	松本

TEL : 03-5253-7523

FAX : 03-5253-7533

E-mail : k3.matsumoto@soumu.go.jp

別図

防火優良認定証



管理権原者の氏名：

認定を受けた日： 年 月 日

認定が失効する日： 年 月 日

認定をした者： 消防本部(消防署)

○総務省令第百十六号

障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）の施行に伴い、並びに消防法（昭和二十三年法律第百八十六号）第八条の二第一項、第八条の二の二第一項、第八条の二の三第七項及び第十七条の八第五項並びに消防法施行令（昭和三十六年政令第三十七号）第十二条第一項第三号及び第三十三条の規定に基づき、消防法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成十八年九月二十九日

総務大臣 菅 義偉

消防法施行規則の一部を改正する省令

消防法施行規則（昭和三十六年自治省令第六号）の一部を次のように改正する。

第四条の二第一項第二号中「第四条の二の七第二項第二号」を「第四条の二の七第三項第二号」に改める。

第四条の二の四第四項第二号中「第三十一条の六第五項」を「第三十一条の六第六項」に改め、同項第三号の次に次の一号を加える。

三の二 令第三条第一項第一号イに規定する甲種防火管理講習又は同項第二号イに規定する乙種防火管理講習の課程を修了した者で、防火管理上必要な業務について五年以上の実務の経験を有するもの（前号に掲げる者を除く。）

第十二条第一項第六号ニ(イ)中「G三四五二若しくはG三四五四」を「G三四四八、G三四五二、G三四五四若しくはG三四五九」に改め、同号ホ(イ)中「有する」の下に「ものとして消防庁長官が定める基準に適合する」を加え、同号ホ(イ)の表フランジ継手の部ねじ込み式継手の項中「B二二三八」を「B二二二〇」に改め、同表フランジ継手以外の継手の部ねじ込み式継手の項中「B二三〇一」の下に「、B二三〇二又はB二三〇八のうち材料にG三二一四(SUS F 三〇四又はSUS F 三一六に限る。)又はG五一一一(SCS一三又はSCS一四に限る。)を用いるもの」を加え、同部溶接式鋼管用継手の項中「又はB二三一二」を「、B二三一二又はB二三一三(G三四六八を材料とするものを除く。)」に改め、同号ト中「及び(ロ)」を「から(ハ)まで」に改め、同号ト(イ)中「G五七〇二を「G五七〇五(黒心可鍛鉄品に限る。)」に改め、「有する」の下に「ものとして消防庁長官が定める基準に適合する」を加え、同号ト(ロ)を同号ト(ハ)とし、同号ト(イ)の次に次のように加える。

- (ロ) 開閉弁、止水弁及び逆止弁にあつては、日本工業規格B二〇一一、B二〇三一若しくはB二〇五一に適合するもの又はこれらと同等以上の性能を有するものとして消防庁長官が定める基準に適合するものであること。

第十三条第二項中「、肢体不自由者更生施設(主として身体障害の程度が重い者を入所させるものに限る。)、視覚障害者更生施設、聴覚・言語障害者更生施設、内部障害者更生施設(主として身体障害の程度が重い者を入所させるものに限る。)、身体障害者療護施設、身体障害者授産施設(主として

身体障害の程度が重い者を入所させるものに限る。）、知的障害者更生施設（通所施設を除く。）、知的障害者授産施設（通所施設を除く。）及び知的障害者通勤寮を「及び障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）第五条第十二項に規定する障害者支援施設」に改める。

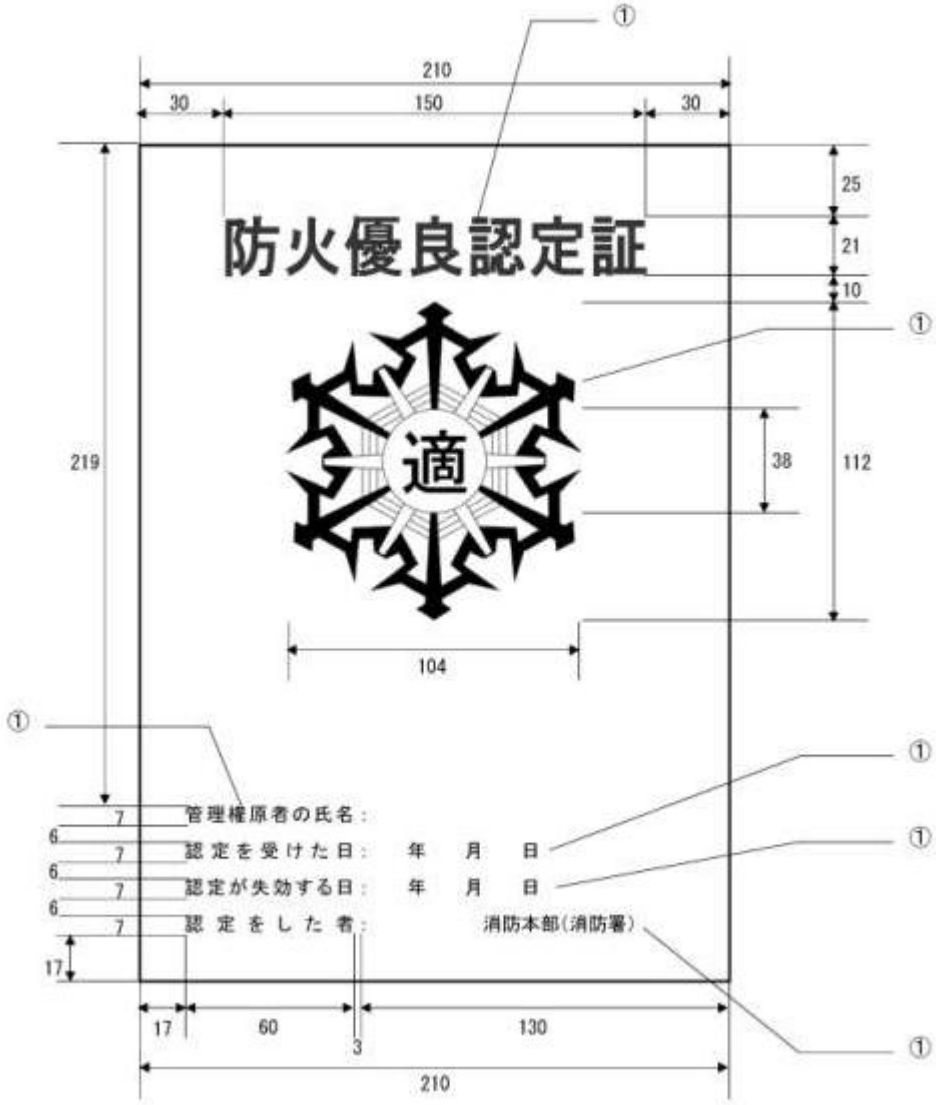
第三十条の三第三号中「へまで」を「トまで」に改め、同号イ中「G五七〇二」を「G五七〇五（黒心可鍛鉄品に限る。）」に改め、「有する」の下に「ものとして消防庁長官が定める基準に適合する」を加える。

第三十一条第五号口中「G三四五二若しくはG三四五四」を「G三四四八、G三四五二、G三四五四若しくはG三四五九」に、「日本工業規格G三四五四」を「日本工業規格G三四四八若しくはG三四五四」に、「に適合するもの又はこれ」を「若しくはG三四五九に適合する管のうち呼び厚さでスケジュール十以上のものに適合するもの又はこれら」に改め、同号ハ中「これと同等以上の強度、耐食性及び耐熱性を有する」の下に「ものとして消防庁長官が定める基準に適合する」を加え、「B二二三八」を削り、「B二二三一二」の下に「若しくはB二二三一三（G三四六八を材料とするものを除く。）」を加え、「四十以上」の下に「（材料にG三四五九を用いるものは、呼び厚さでスケジュール十以上）」を加え、同号ハの表フランジ継手の部ねじ込み式継手の項中「B二二三八」を「B二二三〇」に改め、同表フランジ継手以外の継手の部ねじ込み式継手の項中「B二二三〇一」の下に「、B二二三〇二又はB二二三〇八のうち材料にG三二一四（SUS F 三〇四又はSUS F 三二六に限る。）又はG五二二一（S

CS一三又はSCS一四に限る。)を用いるもの」を加え、同部溶接式鋼管用継手の項中「又はB二三一二」を「、B二三一二又はB二三一三(G三四六八を材料とするものを除く。)」に改め、同号二中「及び(ロ)」を「から(ハ)まで」に改め、同号二(イ)中「G五七〇二」を「G五七〇五(黒心可鍛鉄品に限る。)」に改め、「有する」の下に「ものとして消防庁長官が定める基準に適合する」を加え、同号二(ロ)を同号二(ハ)とし、同号二(イ)の次に次のように加える。

(ロ) 開閉弁、止水弁及び逆止弁にあつては、日本工業規格B二〇一一、B二〇三一若しくはB二〇五一に適合するもの又はこれらと同等以上の性能を有するものとして消防庁長官が定める基準に適合するものであること。

第三十三条の十一第五項中「日本消防検定協会(以下「協会」という。)」を「協会」に改める。
別表第一の二を次のように改める。



備考

- 一 様式の大きさは、日本工業規格A4とする。
- 二 数字の単位は、ミリメートルとする。
- 三 色彩は、地を紺色、その他のものにあつては次の表のとおりとする。

①	日本工業規格Z八一〇二	
	系統色名	略号
	色票基準値	
あざやかな黄	VV-Y	5.0Y8.0/14.0

附 則

(施行期日)

第一条 この省令は、平成十八年十月一日から施行する。ただし、第四条の二の四第四項第三号の次に一号を加える改正規定は、平成十九年四月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 この省令の施行の日から障害者自立支援法附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日の前日までの間は、この省令による改正後の消防法施行規則第十三条第二項中「及び障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）第五条第十二項に規定する障害者支援施設」とあるのは、「障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）第五条第十二項に規定する障害者支援施設、同法附則第四十一条第一項若しくは第五十八条第一項の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた同法附則第四十一条第一項に規定する身体障害者更生援護施設（同法附則第三十五条の規定による改正前の身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第二十九条に規定する身体障害者更生施設（肢体不自由者更生施設（主として身体障害の程度が重い者を入所させるものに限る。）、視覚障害者更生施設、聴覚・言語障害者更生施設又は内部障害者更生施設（主として身体障害の程度が重い者を入所させるものに限る。）、同法第三十条に規定する身体障害者療護施設及び同法第三十一条に規定する身体障害者授産施設（主として身体障害の程度が

重い者を入所させるものに限る。)に限る。)及び障害者自立支援法附則第五十八条第一項に規定する知的障害者援護施設(同法附則第五十二条の規定による改正前の知的障害者福祉法(昭和三十五年法律第三十七号)第二十一条の六に規定する知的障害者更生施設(通所施設を除く。)、同法第二十一条の七に規定する知的障害者授産施設(通所施設を除く。))及び同法第二十一条の八に規定する知的障害者通勤寮に限る。)とする。

2 この省令の施行の際現に表示されているこの省令による改正前の消防法施行規則別表第一の二に定める様式による防火優良認定証は、消防法第八条の二の三第四項第一号の規定により認定の効力が失われる日までの間、これを使用することができる。

改 正 案	現 行
<p>（共同防火管理の協議をすべき事項）</p> <p>第四条の二 法第八条の二第一項の総務省令で定める事項は、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 前号の共同防火管理協議会の代表者（防火対象物の所有者その他の当該防火対象物の管理について権原を有する者のうち主要な者で、共同防火管理協議会を代表するものをいう。第四条の二の七第三項第二号及び第四条の二の九第二項第二号において同じ。）の選任に関すること。</p> <p>三 八 （略）</p> <p>二 七 （略）</p> <p>（防火対象物の点検及び報告）</p> <p>第四条の二の四 （略）</p> <p>二・三 （略）</p> <p>4 法第八条の二の二第一項に規定する防火対象物点検資格者（次条第二項において「防火対象物点検資格者」という。）は、次の各号のいずれかに該当する者で、防火対象物の点検に關し必要な知識及び技能を修得</p>	<p>（共同防火管理の協議をすべき事項）</p> <p>第四条の二 法第八条の二第一項の総務省令で定める事項は、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 前号の共同防火管理協議会の代表者（防火対象物の所有者その他の当該防火対象物の管理について権原を有する者のうち主要な者で、共同防火管理協議会を代表するものをいう。第四条の二の七第二項第二号及び第四条の二の九第二項第二号において同じ。）の選任に関すること。</p> <p>三 八 （略）</p> <p>二 七 （略）</p> <p>（防火対象物の点検及び報告）</p> <p>第四条の二の四 （略）</p> <p>二・三 （略）</p> <p>4 法第八条の二の二第一項に規定する防火対象物点検資格者（次条第二項において「防火対象物点検資格者」という。）は、次の各号のいずれかに該当する者で、防火対象物の点検に關し必要な知識及び技能を修得</p>

することができる講習であつて、法人で総務大臣が登録するもの（以下この条及び次条において「登録講習機関」という。）の行うものの課程を修了し、当該登録講習機関が発行する防火対象物の点検に關し必要な知識及び技能を修得したことを証する書類（次項及び次条第二項において「免状」という。）の交付を受けている者とする。

一 (略)

二 第三十一条の六第六項に規定する消防設備点検資格者で、消防用設備等又は特殊消防用設備等の点検について三年以上の実務の経験を有する者

三 (略)

三の二 令第三条第一項第一号イに規定する甲種防火管理講習又は同項第二号イに規定する乙種防火管理講習の課程を修了した者で、防火管理上必要な業務について五年以上の実務の経験を有するもの（前号に掲げる者を除く。）

四十三 (略)

5 (略)

(屋内消火栓設備に關する基準の細目)

第十二条 (略)

一五 (略)

六 配管は、次のイからリまでに定めるところによること。

イハ (略)

ニ 配管には、次のイ又はロに掲げるものを使用すること。

することができる講習であつて、法人で総務大臣が登録するもの（以下この条及び次条において「登録講習機関」という。）の行うものの課程を修了し、当該登録講習機関が発行する防火対象物の点検に關し必要な知識及び技能を修得したことを証する書類（次項及び次条第二項において「免状」という。）の交付を受けている者とする。

一 (略)

二 第三十一条の六第五項に規定する消防設備点検資格者で、消防用設備等又は特殊消防用設備等の点検について三年以上の実務の経験を有する者

三 (略)

四十三 (略)

5 (略)

(屋内消火栓設備に關する基準の細目)

第十二条 (略)

一五 (略)

六 配管は、次のイからリまでに定めるところによること。

イハ (略)

ニ 配管には、次のイ又はロに掲げるものを使用すること。

- (イ) 日本工業規格 G 三四四二、G 三四四八、G 三四五二、G 三四五四若しくは G 三四五九に適合する管又はこれらと同等以上の強度、耐食性及び耐熱性を有する金属製の管

(ロ) (略)

ホ 管継手は、次の(イ)又は(ロ)に定めるところによること。

- (イ) 金属製の管又はバルブ類を接続するものの当該接続部分にあっては、金属製であつて、かつ、次の表の上欄に掲げる種類に従い、それぞれ同表の下欄に定める日本工業規格に適合し、又はこれと同等以上の強度、耐食性及び耐熱性を有するものとして消防庁長官が定める基準に適合するものとする。

種類	フランジ継手		日本工業規格
	ねじ込み式継手	溶接式継手	
フランジ継手以外の継手	ねじ込み式継手	B 二二二〇又は B 二二三九	B 二二二〇又は B 二二三九
		B 二二二〇	B 二二二〇一、B 二二二〇二又は B 二二二〇八のうち材料に

- (イ) 日本工業規格 G 三四四二、G 三四五二若しくは G 三四五四に適合する管又はこれらと同等以上の強度、耐食性及び耐熱性を有する金属製の管

(ロ) (略)

ホ 管継手は、次の(イ)又は(ロ)に定めるところによること。

- (イ) 金属製の管又はバルブ類を接続するものの当該接続部分にあっては、金属製であつて、かつ、次の表の上欄に掲げる種類に従い、それぞれ同表の下欄に定める日本工業規格に適合し、又はこれと同等以上の強度、耐食性及び耐熱性を有するものとする。

種類	フランジ継手		日本工業規格
	ねじ込み式継手	溶接式継手	
フランジ継手以外の継手	ねじ込み式継手	B 二二三八又は B 二二三九	B 二二三〇一
		B 二二二〇	

	溶接式鋼管用継手	
	B二二二一、B二二二二又はB二二二三（G三四六八を材料とするものを除く。）	G三二一四（SUS F三〇四又はSUS F三一六に限る。）又はG五一二一（SCS一三又はSCS一四に限る。）を用いるもの

(ロ) (略)

へ (略)

ト バルブ類は、次の(イ)から(ハ)までに定めるところによること。

(イ) 材質は、日本工業規格G五一〇一、G五五〇一、G五五〇二、G五七〇五（黒心可鍛鉄品に限る。）、H五一二〇若しくはH五一二一に適合するもの又はこれらと同等以上の強度、耐食性及

	溶接式鋼管用継手	
	B二二二一又はB二二二二	

(ロ) (略)

へ (略)

ト バルブ類は、次の(イ)及び(ロ)に定めるところによること。

(イ) 材質は、日本工業規格G五一〇一、G五五〇一、G五五〇二、G五七〇二、H五一二〇若しくはH五一二一に適合するもの又はこれらと同等以上の強度、耐食性及

び耐熱性を有するものとして消防庁長官が定める基準に適合するものであること。

(ロ) 開閉弁、止水弁及び逆止弁にあつては、日本工業規格B二〇一

一、B二〇三一若しくはB二〇五一に適合するもの又はこれらと同等以上の性能を有するものとして消防庁長官が定める基準に適合するものであること。

(ハ) 開閉弁又は止水弁にあつてはその開閉方向を、逆止弁にあつてはその流れ方向を表示したものであること。

チ・リ (略)

七〇九 (略)

2 (略)

(スプリンクラー設備を設置することを要しない階の部分等)

第十三条 (略)

2 令第十二条第一項第三号の総務省令で定める防火対象物は、老人短期入所施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、有料老人ホーム（主として要介護状態にある者を入所させるものに限る。）、介護老人保健施設、救護施設、乳児院、知的障害児施設、盲ろうあ児施設（通所施設を除く。）、肢体不自由児施設（通所施設を除く。）、重症心身障害児施設及び障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第五条第十二項に規定する障害者支援施設とする。

び耐熱性を有するものであること。

(ロ) 開閉弁又は止水弁にあつてはその開閉方向を、逆止弁にあつてはその流れ方向を表示したものであること。

(ハ) 開閉弁又は止水弁にあつてはその開閉方向を、逆止弁にあつてはその流れ方向を表示したものであること。

チ・リ (略)

七〇九 (略)

2 (略)

(スプリンクラー設備を設置することを要しない階の部分等)

第十三条 (略)

2 令第十二条第一項第三号の総務省令で定める防火対象物は、老人短期入所施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、有料老人ホーム（主として要介護状態にある者を入所させるものに限る。）、介護老人保健施設、救護施設、乳児院、知的障害児施設、盲ろうあ児施設（通所施設を除く。）、肢体不自由者更生施設（主として身体障害の程度が重い者を入所させるものに限る。）、視覚障害者更生施設、聴覚・言語障害者更生施設、内部障害者更生施設（主として身体障害の程度が重い者を入所させるものに限る。）、身体障害者療護施設、身体障害者授産施設（主として

3 (略)

(連結散水設備に関する基準の細目)

第三十条の三 (略)

一・二 (略)

三 配管は、第十二条第一項第六号イ及びニ・の規定の例によるほか、次のイからトまでに定めるところにより設けること。

イ 管継手及びバルブ類の材質は、日本工業規格G五一〇一若しくはG五七〇五(黒心可鍛鉄品に限る。)に適合するもの又はこれらと同等以上の強度、耐食性及び耐熱性を有するものとして消防庁長官が定める基準に適合するものであること。

ロト (略)

四・五 (略)

(連結送水管に関する基準の細目)

第三十一条

一〜四号の二 (略)

五 配管は、次のイからチまでに定めるところによること。

イ (略)

ロ 日本工業規格G三四四二、G三四四八、G三四五二、G三四五四若しくはG三四五九に適合する管又はこれらと同等以上の強度、耐

て身体障害の程度が重い者を入所させるものに限る。)、知的障害者更生施設(通所施設を除く。)、知的障害者授産施設(通所施設を除く。)
(及び知的障害者通勤寮とする。)

3 (略)

(連結散水設備に関する基準の細目)

第三十条の三 (略)

一・二 (略)

三 配管は、第十二条第一項第六号イ及びニ・の規定の例によるほか、次のイからへまでに定めるところにより設けること。

イ 管継手及びバルブ類の材質は、日本工業規格G五一〇一若しくはG五七〇二に適合するもの又はこれらと同等以上の強度、耐食性及び耐熱性を有するものであること。

ロト (略)

四・五 (略)

(連結送水管に関する基準の細目)

第三十一条

一〜四号の二 (略)

五 配管は、次のイからチまでに定めるところによること。

イ (略)

ロ 日本工業規格G三四四二、G三四五二若しくはG三四五四に適合する管又はこれらと同等以上の強度、耐

食性及び耐熱性を有する管を使用すること。ただし、配管の設計送水圧力（ノズルの先端における放水圧力が〇・六メガパスカル（フオグガン等を使用するものとして消防長又は消防署長が指定する防火対象物にあつては、当該フオグガン等が有効に機能する放水圧力として消防長又は消防署長が指定する放水圧力とする。）以上となるように送水した場合における送水口における圧力をいう。以下この号において同じ。）が一メガパスカルを超える場合には、日本工業規格G三四四八若しくはG三四五四に適合する管のうち呼び厚さでスケジュール四十以上のもの若しくはG三四五九に適合する管のうち呼び厚さでスケジュール十以上のものに適合するもの又はこれらと同等以上の強度、耐食性及び耐熱性を有する管を用いなければならない。

ハ 管継手は、次の表の上欄に掲げる種類に従い、それぞれ同表の下欄に定める日本工業規格に適合し、又はこれと同等以上の強度、耐食性及び耐熱性を有するものとして消防庁長官が定める基準に適合するものとする。ただし、配管の設計送水圧力が一メガパスカルを超える場合に用いる管継手には、フランジ継手にあつては日本工業規格 B二二三九若しくはB二二二〇に適合する管継手のうち呼び圧力十六K以上のものに適合するもの、フランジ継手以外の継手にあつては日本工業規格B二二二二若しくはB二二二一三（G三四六八を材料とするものを除く。）に適合する管継手のうち、呼び厚さでスケジュール四十以上（材料にG三四五九を用いる

食性及び耐熱性を有する管を使用すること。ただし、配管の設計送水圧力（ノズルの先端における放水圧力が〇・六メガパスカル（フオグガン等を使用するものとして消防長又は消防署長が指定する防火対象物にあつては、当該フオグガン等が有効に機能する放水圧力として消防長又は消防署長が指定する放水圧力とする。）以上となるように送水した場合における送水口における圧力をいう。以下この号において同じ。）が一メガパスカルを超える場合には、日本工業規格 G三四五四に適合する管のうち呼び厚さでスケジュール四十以上のもの

に適合するもの又はこれと同等以上の強度、耐食性及び耐熱性を有する管を用いなければならない。

ハ 管継手は、次の表の上欄に掲げる種類に従い、それぞれ同表の下欄に定める日本工業規格に適合し、又はこれと同等以上の強度、耐食性及び耐熱性を有するものとする。ただし、配管の設計送水圧力が一メガパスカルを超える場合に用いる管継手には、フランジ継手にあつては日本工業規格B二二三八、B二二三九若しくはB二二二〇に適合する管継手のうち呼び圧力十六K以上のものに適合するもの、フランジ継手以外の継手にあつては日本工業規格B二二二二に適合する管継手のうち呼び厚さでスケジュール四十以上

ものは、呼び厚さでスケジュール十以上)のものに適合するもの又はこれらと同等以上の強度、耐食性及び耐熱性を有する管継手を用いなければならない。

種類	フランジ継手	ねじ込み式	日本工業規格
	フランジ継手以外の継手	ねじ込み式継手	
		溶接式継手	B二二二二〇

のものに適合するもの又はこれらと同等以上の強度、耐食性及び耐熱性を有する管継手を用いなければならない。

種類	フランジ継手	ねじ込み式	日本工業規格
	フランジ継手以外の継手	ねじ込み式継手	
		溶接式継手	B二二二二〇
			B二二二二八又はB二二二三九

	溶接式鋼管用継手	B二三一一、B二三一二又はB二三二三（G三四六八を材料とするものを除く。）
--	----------	---------------------------------------

ニ バルブ類は、次の(イ)から(ハ)までに定めるところによること。

- (イ) 材質は、日本工業規格G五一〇一、G五五〇一、G五五〇二、G五七〇五（黒心可鍛鉄品に限る。）、H五一二〇若しくはH五一二一に適合するもの又はこれらと同等以上の強度、耐食性及び耐熱性を有するものとして消防庁長官が定める基準に適合するものであること。

- (ロ) 開閉弁、止水弁及び逆止弁にあつては、日本工業規格B二〇一一、B二〇三二若しくはB二〇五一に適合するもの又はこれらと同等以上の性能を有するものとして消防庁長官が定める基準に適合するものであること。

- (ハ) 開閉弁又は止水弁にあつてはその開閉方向を、逆止弁にあつてはその流れ方向を表示したものであること。

	溶接式鋼管用継手	B二三一一又はB二三一二
--	----------	--------------

ニ バルブ類は、次の(イ)及び(ロ)に定めるところによること。

- (イ) 材質は、日本工業規格G五一〇一、G五五〇一、G五五〇二、G五七〇二、H五一二〇若しくはH五一二一に適合するもの又はこれらと同等以上の強度、耐食性及び耐熱性を有するものであること。

- (ロ) 開閉弁又は止水弁にあつてはその開閉方向を、逆止弁にあつてはその流れ方向を表示したものであること。

ホクチ (略)

六く十 (略)

(試験の免除)

第三十三条の十一 (略)

2く4 (略)

5 法第二十一条の三第三項の試験の実施業務に二年以上従事する協会

又は登録検定機関(法第二十一条

の四十五に規定する登録を受けた法人をいう。以下同じ。)の職員に対しては、申請により、前条第二項第一号及び第二号の試験科目を免除する。

6 (略)

別表第一の二 (第四条の二の九関係)

ホクチ (略)

六く十 (略)

(試験の免除)

第三十三条の十一 (略)

2く4 (略)

5 法第二十一条の三第三項の試験の実施業務に二年以上従事する日本消

防検定協会(以下「協会」という。)又は登録検定機関(法第二十一条

の四十五に規定する登録を受けた法人をいう。以下同じ。)の職員に対しては、申請により、前条第二項第一号及び第二号の試験科目を免除する。

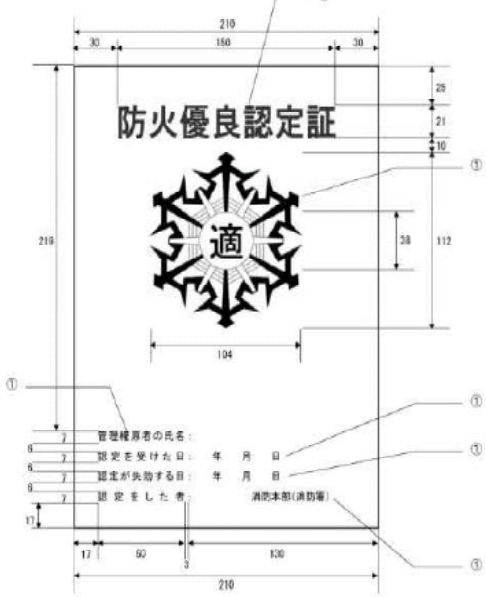
6 (略)

別表第一の二 (第四条の二の九関係)

①	あざやかな黄	系統色名	略号	色票基準値
	VV-Y			5.0Y8.0/14.0

日本工業規格 Z 八 一 〇 二

備考
 一 様式の大きさは、日本工業規格 A 4 とする。
 二 数字の単位は、ミリメートルとする。
 三 色彩は、地を紺色、その他のものにあつては次の表のとおりとする。



⑦	青みの黒	系統色名	略号	色票基準値
	P-BK			2.5PB1.5/1.0
⑥	あざやかな黄	系統色名	略号	色票基準値
⑤	うすい赤みの黄	系統色名	略号	色票基準値
④	あざやかな緑	系統色名	略号	色票基準値
③	あざやかな黄赤	系統色名	略号	色票基準値
②	明るい緑	系統色名	略号	色票基準値
①	こい赤みの青	系統色名	略号	色票基準値
		系統色名	略号	色票基準値
		系統色名	略号	色票基準値

日本工業規格 Z 八 一 〇 二

備考
 一 様式の大きさは、日本工業規格 A 4 とする。
 二 数字の単位は、ミリメートルとする。
 三 色彩は、地を白色、その他のものにあつては次の表のとおりとする。

